

第5編 給与(大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

○大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年 11 月 29 日条例第 4 号)

改正 令和 3 年 11 月 30 日条例第 2 号 令和 5 年 2 月 16 日条例第 1 号
令和 6 年 7 月 23 日条例第 5 号 令和 7 年 2 月 19 日条例第 2 号
令和 7 年 3 月 24 日条例第 4 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員
 - 第 1 節 給料(第 2 条―第 6 条)
 - 第 2 節 手当(第 7 条―第 15 条)
 - 第 3 節 給料の減額(第 16 条)
- 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員
 - 第 1 節 報酬(第 17 条―第 23 条)
 - 第 2 節 手当(第 24 条・第 24 条の 2)
 - 第 3 節 報酬の支給等(第 25 条―第 27 条)
 - 第 4 節 費用弁償(第 28 条・第 29 条)
- 第 4 章 雑則(第 30 条―第 32 条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項、第 204 条第 3 項及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員

第 1 節 給料

(会計年度任用職員の給与)

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第 1 号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1) 行政職給料表(1)(別表第 1)

(2) 行政職給料表(2)(別表第 2)

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第 3 に定める級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者(法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第 6 条 大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和 42 年条例第 6 号。以下「給与条例」という。)第 12 条及び第 13 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第 13 条第 4 項中「職員勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

第 2 節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第 7 条 給与条例第 18 条及び第 19 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第 8 条 給与条例第 22 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第 9 条 給与条例第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 1 項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第 10 条 給与条例第 31 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務する」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)

中に勤務する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第 11 条 給与条例第 32 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第 12 条 給与条例第 34 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第 34 条第 1 項の勤務は、第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び前条の規定により準用する給与条例第 32 条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第 13 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 32 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 14 条 給与条例第 37 条から第 38 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上(任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期(6 月未満のものに限る。))と直前の会計年度における任期との合計が 6 月以上となる場合を含む。次条、第 24 条及び第 24 条の 2 において同じ。)のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 14 条の 2 給与条例第 39 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額)

第 15 条 第 9 条の規定により準用する給与条例第 30 条、第 10 条の規定により準用する給与条例第 31 条及び第 11 条の規定により準用する給与条例第 32 条並びに次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出に当たっては、給与条例第 36 条の規定を準用する。

第 3 節 給料の減額

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第 16 条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時

間につき、前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員

第 1 節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 17 条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間を大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年条例第 5 号。以下「職員勤務時間条例」という。)第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 21 で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を 162.75 で除して得た額とする。

4 前 3 項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が職員勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第 3 条から第 5 条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第 18 条 給与条例第 22 条に規定する特殊勤務手当の支給対象となる業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第 19 条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給され

ることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第22 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき

4,400 円を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第 23 条 第 27 条各項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び第 19 条から第 21 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

第 2 節 手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第 24 条 給与条例第 37 条から第 38 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 38 条第 3 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第 7 条の 2 に規定する数で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 24 条の 2 給与条例第 39 条の規定は、任期の定めが 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、給与条例第 39 条第 2 項第 1 号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第 3 項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、その月額を第 7 条の 2 に規定する数で除して得た額)とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して組合長が規則で定める額を除く。)の 1 月当たりの平均額」とする。

第 3 節 報酬の支給等

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第 25 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第19条から第21条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に第18条に規定する報酬(月額で支給されるものに限る。)の額を加算して得た額に12を乗じ、その額を当該勤務の日の属する年度の現日数から当該年度の職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等である日の数を差し引いたものに7.75を乗じたもので除して得た額

- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

- (3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4節 費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第18条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第19条各項の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和42年条例第8号)の例による。

第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第 30 条 給与条例第 4 条第 3 項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第 31 条 第 2 条から第 27 条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第 32 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 2 年 12 月に支給期末手当に関する特例措置)

2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当について、第 14 条又は第 24 条の規定により給与条例第 38 条第 1 項の規定を準用する場合は、同項中「100 分の 125」とあるのは、「100 分の 130」と読み替えるものとする。

(令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 令和 3 年 12 月に支給する期末手当について、第 14 条又は第 24 条の規定により給与条例第 38 条 1 項の規定を準用する場合は、同行中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 127.5」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定(大月都留広域事務組合職員給与条例(以下この項から第 4 項までにおいて「給与条例」という。)第 39 条第 2 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条に規定(大月都留広域事務組合職員給与条例第 39 条第 2 項に改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

4 第 1 条の規定による改正後の給与条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和 6 年 7 月 23 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 19 日条例第 2 号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給与の内払)

- 3 第 1 条の規定による改正後の給与条例、第 2 条の規定(大月都留広域事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))による改正後の任期付職員条例又は第 3 条の規定(大月都留広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度任用職員条例」という。))による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例、第 2 条の規定による改正前の任期付職員条例又は第 3 条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、任期付職員条例又は会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表(1)

職務の級 ＼ 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800

16	206,100	251,000
17	207,400	252,100
18	209,000	253,200
19	210,600	254,300
20	212,100	255,400
21	213,600	256,400
22	215,200	257,400
23	216,800	258,400
24	218,400	259,400
25	220,000	260,400
26	221,700	261,300
27	223,000	262,200
28	224,300	263,100
29	225,600	263,900
30	226,700	264,700
31	227,800	265,500
32	228,900	266,300
33	230,000	267,000
34	231,100	267,800
35	232,200	268,600
36	233,300	269,300
37	234,400	270,000
38	235,400	270,800
39	236,400	271,600
40	237,300	272,300
41	238,200	273,000
42	239,100	273,800
43	239,900	274,600
44	240,700	275,300
45	241,400	276,000
46	242,000	276,700
47	242,600	277,400
48	243,200	278,100
49	243,800	278,800

50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100

別表第 2(第 3 条関係)

行政職給料表(2)

職務の級 ／ 号給	1 級
	給料月額
	円
1	185,700
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500
11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000
18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900

26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500
30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800
48	236,200
49	236,600
50	236,900
51	237,200
52	237,500
53	237,800
54	238,100
55	238,400
56	238,700
57	238,900
58	239,200
59	239,500
60	239,700

別表第 3(第 4 条関係)

行政職給料表(1)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務、相当の知識又は経験を必要とする職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務

行政職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	単純な労務を行う職務

